

	予防専門型訪問サービス (従来のサービスと同じ)	生活支援型訪問サービス(一体基準緩和型) ※同一の事業所で「専門型」と「基準緩和型」を一体的に運営	生活支援型訪問サービス(単独基準緩和型)	地域支えあい型																							
事業主体	営利・非営利法人	営利・非営利法人		各学区の地域福祉推進協議会																							
サービス対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援者 チェックリストによる事業対象者		要支援者 チェックリストによる事業対象者 (その他支援が必要な一般高齢者)																							
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用		ケアプランCを適用																							
提供するサービス	身体介護および生活援助	生活援助等 ・概ね1時間程度 ・利用者の様態に応じて調理・掃除・洗濯等を利用者と一緒に行うことも可とする。 ・生活支援のみの場合は、原則、生活支援型訪問サービスで対応		日常のごみ出し、買い物支援、電球の交換等の ちょっとした困りごとに対応																							
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1日～2日 利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定 ・週1日～2日1時間程度の利用時間を想定		利用者からの希望や生活環境等に応じて柔軟に設定																							
事業所の指定／委託	事業者指定	事業者指定		市社協に委託																							
人員基準等	<table><tr><td></td><td>必要な資格</td><td>配置要件</td></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤・専従1以上 ※1</td></tr><tr><td>サービス提供責任者</td><td>介護福祉士等</td><td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2</td></tr><tr><td>訪問介護員</td><td>介護福祉士 初任者研修等修了者等</td><td>常勤換算2.5人以上</td></tr></table> ※1 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 【例】要介護者40人 要支援者80人(現行と同様のサービスを利用) ⇒ サービス提供責任者3人以上 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2	訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上	<table><tr><td></td><td>必要な資格</td><td>配置要件</td></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>専従1名以上 ※1</td></tr><tr><td>訪問事業責任者 ※2</td><td>介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※3</td><td>必要数</td></tr><tr><td>従事者</td><td>同上</td><td>必要数</td></tr></table> ※1 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 介護福祉士、初任者研修等の修了者を配置することが望ましい。 ※3 名古屋市高齢者日常生活支援研修の研修修了者等		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1名以上 ※1	訪問事業責任者 ※2	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※3	必要数	従事者	同上	必要数	・ボランティアコーディネーター 1人以上 ・一定の講習を受講したボランティア 必要数
	必要な資格	配置要件																									
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																									
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※2																									
訪問介護員	介護福祉士 初任者研修等修了者等	常勤換算2.5人以上																									
	必要な資格	配置要件																									
管理者	なし	専従1名以上 ※1																									
訪問事業責任者 ※2	介護福祉士 初任者研修等修了者 一定の研修受講者 ※3	必要数																									
従事者	同上	必要数																									
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者		無償ボランティア ただし、1回あたり100円相当のポイントを付与																							
基本報酬額	<table><tr><td></td><td>包括報酬(月)</td></tr><tr><td>週1回</td><td>月 1,168単位</td></tr><tr><td>週2回</td><td>月 2,335単位</td></tr><tr><td>週2回超</td><td>月 3,704単位(要支援2のみ)</td></tr></table> ・既存の介護予防訪問介護と同額の報酬 ・加算体系も、既存の介護予防訪問介護と同じ		包括報酬(月)	週1回	月 1,168単位	週2回	月 2,335単位	週2回超	月 3,704単位(要支援2のみ)	<table><tr><td></td><td>包括報酬(月)</td></tr><tr><td>週1回</td><td>月 844単位</td></tr><tr><td>週2回</td><td>月 1,688単位</td></tr><tr><td>週2回超</td><td>月 2,532単位(要支援2のみ)</td></tr></table> ・自己評価・ユーザー評価事業参加加算(20単位／月) ・予防事業専門型サービスの7割程度。 ・訪問介護における「生活援助中心型45分以上」の報酬単価をもとに積算		包括報酬(月)	週1回	月 844単位	週2回	月 1,688単位	週2回超	月 2,532単位(要支援2のみ)		・1団体年10万円程度の補助金を交付 ・ボランティアコーディネーターへの謝金 →半日程度：1,000円(月24,000円を上限)							
	包括報酬(月)																										
週1回	月 1,168単位																										
週2回	月 2,335単位																										
週2回超	月 3,704単位(要支援2のみ)																										
	包括報酬(月)																										
週1回	月 844単位																										
週2回	月 1,688単位																										
週2回超	月 2,532単位(要支援2のみ)																										
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担		年300円程度の手帳発行手数料を負担																							
請求の方法 (利用者負担分を除く)	国保連経由	国保連経由		事業者に直接支払い (社協に事務を委託)																							
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位)	限度額管理あり (要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位)		限度額管理なし																							
事業の担い手等(想定)	既存の介護予防訪問介護事業所が移行する。	NPO、生活協同組合、社会福祉法人が単独型を実施することを想定。 既存の介護予防訪問介護事業所が一体基準緩和型を実施することを想定。		平成27年度 → 12区50学区に拡大予定。 平成29年度 → 全市に展開予定。																							
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	元気高齢者や主婦等の潜在的介護者を対象とした担い手の養成研修 (高齢者日常生活支援研修)を平成27年10月から実施中		元気高齢者や主婦等を対象とした担い手の養成研修 を実施																							

	予防専門型（従来のサービスと同一）	ミニデイ型（一体基準緩和型） ※「専門型」と「基準緩和型」を一体的に運営	ミニデイ型（単独基準緩和型）	運動型（介護予防事業移行型）	サロン型 （一般介護予防事業として実施）																																	
事業主体	営利法人、非営利法人	営利法人、非営利法人		営利・非営利法人・個人	町内会、個人、団地管理組合、NPO等																																	
サービス対象者	原則、要支援者 （チェックリストによる事業対象者も可）	要支援者 チェックリストによる事業対象者			限定なし																																	
必要なケアプラン	ケアプランAを適用	ケアプランBを適用			ケアプランCを適用																																	
提供するサービス	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、レスパイト ※個別サービス計画により実施	「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練 ※個別サービス計画が必要 ※昼食の提供は任意 ※入浴可（ただし、見守りのみで衣類の脱着等の介助はなし） ※送迎は必要に応じて実施（ただし、送迎の加算はなし）		専門家による運動プログラムの実施	高齢者の交流の場 趣味の集まり 住民主体の食事会																																	
サービス提供の頻度	ケアプランに基づき決定 週1日～2日 利用者の様態により利用時間は異なる	ケアプランに基づき決定 ※週1日 2時間～3時間の利用時間を想定 ※原則、1クール3ヶ月×1月ごとに4回→6ヶ月の利用		週1回、1時間から1時間半程度のサービス ※原則、1クール3ヶ月×2回→6ヶ月の利用	月2回以上の頻度で通年開催されるもの 更なる頻度で開催されるものを検討中																																	
事業所の指定／委託	事業者指定	事業者指定			なし （助成を受ける場合は申請を要する）																																	
サービスを提供する場所	運営法人が所有または賃貸する施設で各種法令に 合致するもの	現行の介護予防通所介護事業所	・既存の通所介護事業所の営業時間外を活用 ・既存の通所介護事業所より基準を緩和した施設 （フィットネスクラブなどを想定） ・サロンの空き時間や併設するスペース	・通所介護事業所 ・介護老人保健施設 ・鍼灸院、接骨院、フィットネスクラブ	・コミセン・団地の集会所団地の空きスペース ・特養、老健の空きスペースを活用 ・NPO法人が所有または賃貸する施設 ・商店街・組合等が提供するスペース ・民間企業が提供するスペース ・ミニデイの空き時間や併設するスペース																																	
設備基準等	・食堂・機能訓練室 （3㎡×通所介護、介護予防通所介護、予防専門型通 所介護の利用定員の面積が必要） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・食堂・機能訓練室 （3㎡×ミニデイ型通所サービスの利用定員の面積が必要。） 通所介護、介護予防通所介護、予防専門型通所介護と 同じ場所で実施が可能、ただし、ミニデイ型通所サービスの のために別に面積が必要 ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 （3㎡×ミニデイ型通所介護の利用定員の面積が必要） ・必要な設備備品	・サービスを提供するために必要な場所 （3㎡×運動型通所サービスの利用定員の面積が必要） 通所介護、介護予防通所介護、予防専門型通所介護と 同じ場所で実施が可能、ただし、ミニデイ型通所サービスの のために別に面積が必要 ・必要な設備備品	サロンの運営に必要な設備																																	
人員基準等	<table><tr><td></td><td>必要な資格</td><td>配置要件</td></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤・専従1以上 ※1</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td>介護福祉士等</td><td>専従1以上</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>看護師等</td><td>専従1以上 ※2</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>なし</td><td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>理学療法士等</td><td>専従1以上</td></tr></table> ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従 事可能		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	生活相談員	介護福祉士等	専従1以上	看護職員	看護師等	専従1以上 ※2	介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上	左記、「予防事業専門型」人員に加えて、ミニデイ型通所 サービス利用者の数に応じて「経験のある介護職員、介 護予防運動指導員、健康運動指導士など」を必要数 【例】要介護者20人 要支援者20人（ミニデイ型通所サー ビス） 介護職員2人以上＋ミニデイ型通所サービス従事 者必要数（常勤換算で0名超）	<table><tr><td></td><td>必要な資格</td><td>配置要件</td></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>専従1以上 ※</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など</td><td>～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に 必要数</td></tr></table> ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従 事可能		必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※	介護職員	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に 必要数	<table><tr><td></td><td>必要な資格</td><td>配置要件</td></tr><tr><td>従事者</td><td>医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等</td><td>利用者10人に対して 1人以上</td></tr></table>		必要な資格	配置要件	従事者	医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等	利用者10人に対して 1人以上	従事者 必要数
	必要な資格	配置要件																																				
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																																				
生活相談員	介護福祉士等	専従1以上																																				
看護職員	看護師等	専従1以上 ※2																																				
介護職員	なし	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上																																				
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1以上																																				
	必要な資格	配置要件																																				
管理者	なし	専従1以上 ※																																				
介護職員	経験のある介護職員 介護予防運動指導員 健康運動指導士など	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に 必要数																																				
	必要な資格	配置要件																																				
従事者	医師、保健師、看護職員 理学療法士、作業療法士、 機能訓練指導員、 経験のある介護職員、 介護予防運動指導員、 健康運動指導士等	利用者10人に対して 1人以上																																				
従事者の雇用形態	賃金労働者	賃金労働者			有償・無償ボランティア																																	
基本報酬額	<table><tr><td></td><td>包括報酬（月）</td></tr><tr><td>週1回</td><td>月 1,647単位</td></tr><tr><td>週2回以上</td><td>月 3,377単位（要支援2のみ）</td></tr></table> ※既存の介護予防通所介護同額の報酬 ※加算体系も、既存の介護予防通所介護と同じ		包括報酬（月）	週1回	月 1,647単位	週2回以上	月 3,377単位（要支援2のみ）	<table><tr><td></td><td>包括報酬（月）</td></tr><tr><td>週1回</td><td>月 1,371単位</td></tr></table> ・小規模通所介護における「要介護者1の2時間以上3時間未満」 の報酬単価をもとに積算（予防事業専門型サービスの8割程度） ・介護保険の処遇改善加算相当分も加味 ・自己評価・ユーザー評価事業参加加算（20単位／月） ・介護予防改善加算 6ヶ月以内に利用者の機能が改善し、ミニデイ型通所サービス が終了した場合、終了月に利用月×50単位を算定。		包括報酬（月）	週1回	月 1,371単位	<table><tr><td></td><td>基本報酬</td></tr><tr><td>1回</td><td>230単位</td></tr></table> * 自己評価・ユーザー評価事業参加加算（20単位／月） * 介護予防改善加算 * 評価実施加算 3ヶ月に1回評価を実施した場合、230単位を算定。		基本報酬	1回	230単位	開設・運営費の助成																				
	包括報酬（月）																																					
週1回	月 1,647単位																																					
週2回以上	月 3,377単位（要支援2のみ）																																					
	包括報酬（月）																																					
週1回	月 1,371単位																																					
	基本報酬																																					
1回	230単位																																					
利用者負担	1割または2割の負担	1割または2割の負担			—																																	
請求の方法 （利用者負担分を除く）	国保連経由	国保連経由			—																																	
限度額管理の有無	限度額管理あり （要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位）	限度額管理あり （要支援2：10、473単位 要支援1及び事業対象者：5、003単位）			国保連を通じての請求や 限度額管理は発生しない																																	
事業の担い手等（想定）	現行の介護予防通所介護事業所が移行する	NPO、生活協同組合、社会福祉法人が単独型を実施 現行の介護予防通所介護事業所が一体基準緩和型を実施	現行の得トク運動教室が移行し、実施		・現在、315箇所の高齢者サロンを把握 ・3年間で通所介護事業所並の数を確保																																	
人材の確保	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討	福祉人材助成事業、キャリアアップ研修等に加えて、 更なる取り組みを検討			担い手の養成研修を実施																																	

名古屋市の第 1 号生活支援事業における生活支援サービス
（平成 2 7 年 1 1 月時点の案）

	自立支援型配食サービス
サービス種別	自立した生活や栄養改善、身体能力の維持・向上のため、1 日 1 食を限度とした配食サービスを提供。併せて利用者の安否確認を行い、必要な場合に関係機関へ連絡。
利用者	チェックリストで判定した事業対象者（※）
事業主体	本市の指定を受けた法人
サービス内容	1 日 1 食を配食 配食時の安否確認
事業支給費	1 食あたり 2 0 0 円 （配送及び安否確認に要する経費）
利用者負担	事業支給費の 1 割または 2 割
限度額管理の有無	なし
ケアマネジメント	ケアマネジメント C

名古屋市の第 1 号介護予防ケアマネジメント事業の 3 類型（平成 2 7 年 1 1 月時点の案）

	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
サービス種別	・アセスメントを行い、ケアプランを作成し、併せて対象サービス事業者等との利用調整を実施	・アセスメントを行い、ケアプランを作成し、併せてサービス事業者等との利用調整を実施 ・通所型サービス利用後は、高齢者サロン（一般介護予防事業）等へ積極的につなぐ	・アセスメントのみを行い、対象サービスの利用調整を実施
利用者	要支援認定者及びチェックリストで判定した事業対象者		
事業主体	いきいき支援センターへ業務委託 （居宅介護支援事業者への再委託も可）		いきいき支援センターへ業務委託
対象サービス	・予防専門型訪問サービス ・予防専門型通所サービス	・生活支援型訪問サービス ・ミニデイ型通所サービス ・運動型通所サービス	・地域支えあい型訪問サービス ・自立支援型配食サービス ・高齢者サロン等、本市における一般介護予防事業等
ケアマネジメントのプロセス	①アセスメントの実施 ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議の実施 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプランの確定・交付 ⑥サービス利用開始 ⑦モニタリング【給付管理】		①アセスメントの実施 ②ケアマネジメント結果案作成 ③利用者への説明・同意 ④利用するサービス提供者等への説明・送付 ⑤サービス利用開始
	面接は 3 月に 1 回実施	面接は 6 月に 1 回実施	
事業支給費 1 単位＝11.05 円	基本単位数：4 3 0 単位 ※現行の介護予防支援の介護報酬と同額		基本単位数：2 0 8 単位 ※現行の介護予防支援の介護報酬の 5 割程度
利用者負担	なし		

※ 要支援認定者は「生活援助型配食サービス（市町村特別給付）」を利用。